

消費税及び地方消費税に係る入札等の注意事項について

1. 落札者等の決定の方法については、入札(見積)の通知において通知したとおり、「落札(契約)決定にあたっては、入札(見積)書に記載された金額に引渡し時点(※)の消費税法及び地方税法で定められた税率を加算した金額(当該金額に1円未満[単価契約は1厘未満]の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜金額を入札書に記載すること。」となっておりますので注意してください。

(※)引渡し時点は、検査結果通知書に記載する「引渡し完了年月日」とする。

(参考)

入札(見積)	……	課税事業者と免税事業者が同一の状態と比較することができるように見積もった金額の税抜金額を入札(見積)書に記載する。
落札決定	……	予定価格の税抜金額の範囲内で最低の金額を入札(見積)書に記載した者を落札者とする。
契約締結	……	契約書に記載する契約金額は、入札(見積)書に記載された金額に引渡し時点(※)の消費税法及び地方税法で定められた税率を加算した額とする。(課税事業者も免税事業者も同じ)

2. 契約書の作成においては、契約者が課税事業者の場合には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するので、落札決定後、落札者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出してください。